

登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関実地視察規程（案）

令和6年 月 日
日本語教育部会決定

1 趣旨

- (1) 日本語教育部会は、登録実践研修機関が実施する実践研修又は登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の水準の維持・向上を図るため、必要に応じて、登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関に対して、実地視察を行う。
- (2) 実地視察の方法は、日本語教育部会が定めるところによる。

2 実地視察方法

- (1) 実地視察の対象となる登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関は、部会長が定める¹。
- (2) 実地視察は、関係法令に基づき、主として次の点に留意しながら、登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関の実践研修又は養成課程が、必要な法令等の基準を満たし、適切な水準にあるかどうかを確認する。
 - イ 登録日本語教員の養成に対する理念、設置の趣旨等
 - ロ 実践研修又は養成課程の内容並びにこれらの履修方法
 - ハ 指導者又は教授者の組織
 - ニ 施設・設備
 - ホ 登録実践研修機関の場合、教壇実習の実施計画、教壇実習機関等
 - ヘ 受講者の進路の状況
- (3) 実地視察は日本語教育部会若しくは登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関審査会に属する委員、臨時委員若しくは専門委員又は登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関審査会に参加する協力者(以下「委員等」という。)2名以上で分担して行う。
- (4) 実地視察を行う委員等は部会長が定める。
- (5) 委員等は利害関係のある登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関

¹ 実施体制等を踏まえて実施機関数を毎年決定し、過去に視察を実施していない機関や、前回の視察から時間が経過した機関の中から、定期報告等に基づき、課題や好事例となり得る取り組みのある機関を中心に選定する。

の实地視察はできない。

- (6) 实地視察には、文部科学省担当官（以下「担当官」という。）が同行し、事務にあたる。
- (7) 部会長は、实地視察の対象となる登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関に対し、实地視察調査票をあらかじめ提出させ、实地視察の日時及び視察事項についてあらかじめ通知する。また、实地視察の対象となる登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関に対し、関係書類を視察の際用意させることができる。
- (8) 实地視察においては、必要に応じて授業見学や受講者・指導者・教授者へのヒアリングを行うこととする。
- (9) 实地視察で明らかになった改善すべき事項については、適切な指導・助言を行い、その是正措置を求めるものとする。

3 報告書の作成及び公表

- (1) 实地視察の結果については、委員等及び担当官により、報告書を作成する。その際、必要に応じて登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関の協力を求めるものとする。
- (2) 報告書は日本語教育部会に提出し、了承を経た後公表し、实地視察対象となった登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関に送付する。

4 法令違反についての意見

- (1) 实地視察の対象となった登録実践研修機関又は登録日本語教員養成機関について、日本語教育部会が、関係法令に反した状態にあり又はその恐れがあると認める場合には、日本語教育部会は、文部科学大臣に意見を述べることができる。

5 その他

- (1) この規程に定めるもののほか、实地視察に関し必要な事項は、日本語教育部会が定める。